

○財務省告示第六十二号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年二月二十一日に發行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年三月八日

二 一
名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第九十四回）
財務大臣 野田 佳彦
発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十九年）
法律第二十三号（第四十七条）

三	四
振替法の適用等	発行方法
社債、株式等の振替に関する法律 （平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替	価格は日本銀行とする。
（	（
）	）

社債、株式等の振替に関する法律
（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」といふ。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をそのままの発行価格とするものにより加重量平均して得られる価格とする。（以下「非競争入札発行」と同様に行わる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに行なわれる発行）及び価格競争入札と同

七	八	六	八	九	五
私 込 金 額	行 争 入 競 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場	口 イ 發	行 争 入 競 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場	方 募 法 決 定 の	
三 國 条 特 六 國 条 特 千 國 条 特 十 債 の 別 億 債 の 別 九 債 の 別 億 に 規 会 千 に 規 会 百 に 規 会 円 つ 定 計 四 つ 定 計 二 つ 定 計 い に に 百 い に に 十 い に に て 基 關 万 て 基 關 八 て 基 關 、 づ す 円 、 づ す 億 、 づ す 額 き る 額 き る 円 額 き る 面 發 法 面 發 法 面 發 法 金 行 律 金 行 律 金 行 律 額 し 第 額 し 第 額 し 第 で た 四 で た 四 で た 四 二 利 十 三 利 十 二 利 十 千 付 七 十 付 七 兆 付 七	入 価 札 格 行 爭 發 競 入 行 爭 額	行 争 入 競 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場	各 割 申 て の 申 度 債 當 込 か 込 應 額 市 て み 。 ら み 募 の 場 る の 額 範 特 。 応 を 團 別 募 割 內 參 額 り に 加 を 當 お 者 て い ご る て と に 。 各 の 申 応	各 募 各 當 も 各 申 度 債 當 込 か 込 應 額 市 て み 。 ら み 募 の 場 る の 額 範 特 。 応 を 團 別 募 割 內 參 額 り に 加 を 當 お 者 て い ご る て と に 。 各 の 申 応	と 加 よ る に 応 う ・ 第 。 I 非 債 格 競 争 入 札 發 行 一 以 下 「 國 債 市 場 特 別 參

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 價 発
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行
込 利 入 價 · 別 債 行 争 発 競 價
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

九
八

ハ
ロ
イ

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價
額 入 價 · 別 債 発 競 札 格
單 面 札 格 第 参 市 行 争 発 競
位 金 發 競 I 加 場 入 行 争

(一) 年
十 式 は ○
号 に 、 募 ·
に よ 払 入 六
規 り 込 決 パ
定 算 金 定 ।
す 出 額 の セ
る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

額 上 額 平 す 額 の 振 五 二 三 万 二
面 の 面 成 る の 記 替 万 千 十 円 兆
金 そ 金 二 ° 整 載 法 円 三 六 千
額 れ 額 十 数 又 の 十 億 九
百 ぞ 百 三 倍 は 規 一 千 百
円 れ 円 年 の 記 定 一 億 五
に の に 二 金 錄 に 百 百 三
つ 応 つ 月 額 は よ 五 八 十 八
き 募 き 二 に 、 る 億
百 價 百 二 十 よ 最 振 万 万 七
円 格 円 一 る 低 替 円
五 一 日 も 額 口
錢 錢 以 の 面 座
と 金 簿 二
百 二

むものとする。

額面金額の総額 × $\frac{0.6}{100} \times \frac{63}{365}$

(二)

規下は期た期平
定、が金と成控得は出に住時額金にの口るに
す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係發
る号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる行
期及翌休支次三る税法金前はいだ百算い記と所時
日び當業払の年こ率人額記外てし分出て載し得に
に第業う算六とをがに(一)國取、のしは又て税お
つ十日。式月が乗適当の法得当二た、は振がい
い六ににたに二でじ用該算人す該十金前記替源て
て号支當だよ十きたを非式である國を額記録口泉、
同に払たしり日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
じおうる、算を。額け住よるがをじらのれ簿収の
。いへと支出支。る者り場非発た當算る中さ利
。て以き払し払を所又算合居行金該式ものれ子

十四 初期利子

十五 後第二利期子以

るい日毎利てを年子、支六をそ払月支の期二払日と十
う以し日。
。前、及
六各び
月支十
間払二
に期月
属に二
すお十

額面金額 × $\frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 二
十 臣 行 額 十
三 か 百 七
年 ら 円 年
二 通 に 十
月 知 つ 二
二 を き 月
一 受 百 二
日 け 円 十
者 た 日